

公立小学校学級編制標準に関する意見書

平成23年に改定された義務標準法において、政府は、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、小学校2年生以上の学級編制の標準も40人から35人に順次改定すること、そのために必要な安定した財源の確保に努めることを附則に明記しています。

本市では、現在2年生まで35人以下学級を実施しております。現行のまま来年度を迎えると、2つの小学校の3年生が、学級減(児童数増)になります。2年生まで27人だったクラスが3年生になると39人になりそうです。学習内容・学習時間が増えることもあって、困難が予想されます。この学年の進級と同時に順次35人学級が実現するのが子どもたちのためであると考えます。

近年、学校を取り巻く環境が複雑化、困難化し、教員の役割は拡大しています。子どもたちへ行き届いた教育を行うためには、35人学級を全学年に広げ、1学級の少人数化を更に進めることが求められます。学級の人数が減ることで、子どもと触れ合う時間が増え、教師の目が行き届くようになります。教育は未来への先行投資であり、子どもたちに最善の教育環境を提供する必要があります。

よって、本市議会は、政府に対し、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を早期に改正し、国の責任で35人学級の完全実施を実現するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年9月25日

三 原 市 議 会

内閣総理大臣
文部科学大臣
財 務 大 臣 殿(各通)
総 務 大 臣